

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

居住していた市において昭和50年6月に国民年金の加入手続を行い同月以降の国民年金保険料を納付していた。

一方、その前から母親（死亡）が、私が国民年金保険料を納付していたのとは別に私の国民年金保険料（24月分）を実家の所在する町で集金により納付したと言っていた。この度、その証しである24月分の領収印が押された国民年金保険料領収カードが見つかった。同カードに納付年等は記載されていないが、同カードの領収記録は、昭和49年4月から51年3月までの保険料のものであると思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が当時居住していた市において、同人が強制加入の対象者となった昭和50年6月18日を資格取得日として同年11月に払い出されている。申立人は、国民年金加入期間（第三号被保険者であった期間を除く。）の国民年金保険料を同年6月以降、51年1月から同年3月までの3か月分を除き全て納付している上、52年7月から57年4月までは国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められ、保険料が現年度納付されている期間に挟まれた3か月と短い上記期間の保険料のみ未納であったとは考え難い。

また、上記期間の直前の昭和50年6月から同年12月の国民年金保険料は特殊台帳に未納と記録されていることから、当初、オンライン記録においても未納とされていたが、年金事務所が国民年金被保険者名簿との照合の結果、平成22年12月に納付済みと記録訂正しており、申立人に係る当

時の記録管理には不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 一方、申立人は、実家の所在する町の婦人会が発行した国民年金保険料領収カードにより、国民年金保険料の 2 か年度分の領収印が確認できるとして、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を同町において集金により納付しており、これとは別に自分が居住していた市において納付していた 50 年 6 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、重複納付となっていると申し立てている。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、実家の所在する町に住民登録を行っていなかった旨供述しているところ、同町は、当時、国民年金保険料を集金により収納しており、同町に住民登録のない者からは収納できなかった旨回答している上、この領収カードの領収年度欄は空欄となっており、領収時期が確認できず、その表紙には、上記の昭和 50 年 11 月に申立人に払い出された国民年金手帳記号番号が記載されており、この領収カードに係る国民年金保険料は申立人が同手帳記号番号により被保険者資格を取得した同年 6 月以降のものであると考えられる。

また、上記の町が保管する国民年金保険料納付明細書（国民年金被保険者の納付状況を記録したもの）に申立人の納付記録は見当たらない。

さらに、上記の町において、申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付したとするその母親は既に死亡しており、同町における申立期間の国民年金保険料に係る納付状況（納付金額、納付期間等）は不明である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 50 年 5 月までの国民年金保険料を納付し、また、50 年 6 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和23年6月12日であったと認められることから、申立人に係る被保険者資格の喪失日を訂正し、22年9月から23年5月までの標準報酬月額を400円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年9月30日から32年1月1日まで

昭和19年から勤務していたA事業所は、途中、B事業所に名称が変わったが、31年12月末まで継続してB事業所に勤務していた。それにもかかわらず申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したのは、昭和22年9月30日とされている。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和22年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年10月に標準報酬月額の改定が行われている。

また、申立人が所持する辞令から、同人は、昭和19年2月29日から23年6月11日までA事業所に勤務していることが推認できる上、その同僚（当時）は、申立人が22年9月30日以降もA事業所に勤務していた旨証言している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年6月12日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、昭和22年9月から23年5月までの標準報酬月額については、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（昭和22年10月の標準報酬月額）から、400円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 23 年 6 月 12 日から少なくとも 24 年 8 月 1 日までについては、申立人が所持する辞令から、同人は、B 事業所に勤務を命じられていることが確認できるものの、オンライン記録によると、上記期間においては、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない上、申立人が名前を挙げた当時の同僚からは、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、申立期間のうち、昭和 23 年 6 月 12 日から 32 年 1 月 1 日までについては、B 事業所の事業を承継する C 事業所は、「当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入、保険料の控除については不明である。」と回答している。

さらに、申立人に係る上記期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として上記期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年3月までの期間及び55年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年6月から50年3月まで
② 昭和55年4月から57年3月まで

国民年金に強制加入となった20歳から国民年金保険料を納付しているはずであるので、未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年10月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、特殊台帳から、申立期間②の一部（昭和56年4月から57年3月まで）の国民年金保険料について未納勧奨が行われていることが確認できる上、申立人は、申立期間②直後の昭和57年4月から同年6月までの保険料を59年6月30日に過年度納付しており、その時点では、申立期間②の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況（納付時期、納付金額等）についての記憶が定かでない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月

平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、その当時、学生であり納付することができなかった。しかし、同年4月に就職することとなり、就職先の寮が所在した市に転入手続をしたところ、間もなく同市から国民年金保険料の納付を督促する書類が送られてきたため、同月に支給された初任給か翌月の給料で、この期間の保険料を納付したので、未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間直後の平成6年5月から7年3月までの国民年金保険料は8年6月24日に納付されていることが確認できる上、その納付に使用された納付書は同月10日に発行されたものと推認でき、申立期間の国民年金保険料を7年4月頃に納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、この納付した時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

私が20歳になってから、当時居住していた区で母親が国民年金の加入手続きを行い、3か月ごとに送られてきた納付書により、3か月分の国民年金保険料をまとめて納付してきた。平成2年4月に就職した事業所に年金手帳を提出する際、母親が区役所に国民年金保険料の未納がないことを確認したこともあり、申立期間が未納とされていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年度に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとするその母親から聴取しても、申立人に係る国民年金の加入状況（加入時期、加入場所等）及び保険料の納付状況（納付場所、納付金額等）は明らかでない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年12月まで
昭和49年4月に実家に戻り、家業と家事を手伝うようになった。当時、父親から、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している旨聞いたことを記憶しており、申立期間が未加入となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年10月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、その時点では申立期間の一部（昭和49年4月から同年6月まで）の国民年金保険料は、時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとするその父親は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 6 月 1 日まで
A社で勤務していた期間のうち、平成 11 年 3 月 1 日から 12 年 2 月 28 日まで、会社の都合により休業させられた。その間は本来の 6 割の額の給与しか支払われておらず、それに伴って、申立期間中の標準報酬月額も従前の 38 万円から 22 万円に引き下げられている。

しかし、退職時に会社から、その給与の差額となる 4 割分を退職金に上乘せして支払いを受けており、会社は上記 4 割分に係る厚生年金保険料を支払うのが社会的責任であると思われるので、申立期間の標準報酬月額を 38 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間のうち、平成 11 年 10 月の標準報酬月額については、申立人が所持している給料計算書及び申立てに係る事業所が保管する賃金台帳から、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っているが、同事業所は「定時決定や随時改定で標準報酬月額が変わった月については従前の厚生年金保険料を控除して次の定時決定や随時改定の際に差額分を調整している。申立人の場合は、平成 12 年 6 月に随時改定により標準報酬月額が上がっているが、同月の保険料控除額を従前の額とすることにより 11 年 10 月分の保険料を返還している。」と回答しており、賃金台帳からもそのことが確認できる。
- 3 申立期間のうち、平成 11 年 11 月から 12 年 5 月までの標準報酬月額につ

いては、申立てに係る事業所が保管する賃金台帳により確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。

- 4 申立てに係る事業所が加入している厚生年金基金及び国民健康保険組合における申立期間に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立てに係る事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、申立人の標準報酬月額を平成 11 年 10 月から 22 万円とする届出がなされたことが確認できる。

さらに、申立人は申立期間においてオンライン記録を上回る厚生年金保険料は控除されていないことを認めている上、申立人に係る標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。